

鳥取県魚を育む内水面漁業活動支援事業費 事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (随時)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○県の承認を要する変更
下記の変更がある場合には、「変更承認申請書」により承認を得る必要があります。
・「事業分類の追加」
・「補助対象経費の増額」

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

4. 事業完了

○事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日
※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

- 交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは翌年度の4月20日まで
- 上記以外は、完了・廃止・中止から30日以内

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

○事業実施の概要、経費の支払い等の内訳又は根拠がわかる書類を添付して提出してください。補助金検査実施時に書類の原本を確認させていただきます。

◎補助金の支払い

補助金検査の結果、適正と認められた場合、補助金の支払いを行います。
支払期限等がある場合、事前に連絡し早めの実績報告書の提出をお願いします。